

## 公告第6号

次のとおり、公募により提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定して、随意契約の相手方の候補者とする手続（以下、「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和8年5月1日

厚沢部町長 佐藤正秀

### 1 公募型プロポーザル方式に付す事項

- (1) 事業名称 教職員住宅改修整備設計・施工工事
- (2) 事業場所 北海道檜山郡厚沢部町赤沼町200番地1
- (3) 事業期間 契約締結の日から令和8年10月30日まで
- (4) 事業概要

本事業は、老朽化した教職員住宅を改修することにより、教職員住環境の向上と定住促進を図るものである。

当該教職員住宅は、築50年以上が経過し老朽化が著しく、教職員の定住意欲低下を招いている。老朽化した住宅を全て建て替える場合、昨今の物価高騰により高額な経費が必要となり、町の財政負担は極めて大きくなる。そこで、既存の教職員住宅ストックを活用し、リノベーションすることで、町の財政負担を軽減しつつ、教職員住環境の向上と定住の促進を図ることとする。

### 2 募集する事業内容

教職員住宅（赤沼町16号、17号）の改修に係る設計及び施工に関する企画提案。

### 3 事業の日程

| 項目         | 日程   |
|------------|--|
| プロポーザル公募開始 | 令和8年5月1日から   |
| 質問の受付      | 令和8年5月1日から<br>令和8年5月11日午後5時まで<br>※ 令和8年5月12日質問回答予定 |
| 参加表明書の受付   | 令和8年5月1日から<br>令和8年5月13日午後5時まで                      |
| 提案書の提出受付   | 令和8年5月15日から<br>令和8年5月25日午後5時まで                     |
| 審査会（予定）    | 令和8年5月28日  |
| 審査結果通知（予定） | 令和8年5月29日  |
| 詳細協議開始     | 令和8年6月1日から   |

注：日程は変更となる場合がある。

#### 4 最良の提案をした者の選定方法等

別に定める審査基準及び審査方法により、提出された提案書（内容）を評価し、最良の提案をした提案事業者（以下、「優先交渉権者」という。）を選定する。

- (1) 優先交渉権者は、本事業の実施に係る諸条件について町との間で詳細な協議を行う。
- (2) 優先交渉権者とは、町との詳細な協議が整えば工事請負契約を締結する。
- (3) 優先交渉権者との協議が整わない場合は、次点提案事業者と詳細協議を行い、請負事業者を決定する。

#### 5 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

プロポーザル実施要領を参照すること。

#### 6 提案限度額の公表

24,200,000 円（消費税及び地方消費税含む）

#### 7 公募型プロポーザル方式に関する事務を担当する組織

〒043-1113 北海道檜山郡厚沢部町新町 234 番地 1

厚沢部町教育委員会事務局学校教育係

電話番号：0139-64-3318

FAX：0139-64-3822

電子メール：kyoui-gakkou@town.assabu.lg.jp

#### 8 仕様書等の交付に関する事項

##### (1) 交付期間

令和 8 年 5 月 1 日から 5 月 12 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）

なお、交付時間は毎日午前 9 時から午後 5 時までとする。

##### (2) 交付場所

7 と同じ

##### (3) 交付方法

7 で交付、または郵送する。

#### 9 その他

- (1) この公告に定めるもののほか、関係法令等を遵守すること。
- (2) 企画提案に要する費用は、参加者の負担とする。
- (3) 詳細は実施要領による。